

# 守ろう！ 自転車利用のルールとマナー

5月は自転車月間です。自転車は環境に優しく、健康づくりにも役立つ乗り物ですが、路上放置や危険走行など、使い方を間違えれば交通安全を脅かす存在になってしまいます。自転車利用の「ルールとマナー」を守り、誰もが安全、安心に自転車を利用できるまちをつくりましょう。

## みる 点検 日ごろの点検が大事

事故を防ぐには、自転車のメンテナンスが大切です。日ごろから自転車の状態を確認し、自転車店で定期点検も忘れずにおきましょう。

乗る前の  
日常点検  
を！

- ぶ …ブレーキの利き具合は？
- た …タイヤの空気圧は？
- は …ハンドルはゆがんでいない？
- しゃ …車体に変形していない？
- べる …ベルはちゃんと鳴る？

※自転車小売店などで安全点検（有料）を受けることで、傷害・賠償責任保険が付加されるTSマーク制度があります。万が一の事故に備えましょう

## のる 走行 ルールを守って安全に

自転車の通行は原則車道で左側通行、飲酒や夜間の無灯火運転などは禁止されていますので、日ごろから自転車の交通ルールを守って安全に利用しましょう。

また保護者は子どもにヘルメットをかぶらせましょう。そして、全ての自転車利用者がヘルメットを着用するよう努めましょう。

守ろう！  
自転車  
安全利用  
5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



## とめる 駐輪 駐輪場を利用しよう

一部の地域では、自転車などが歩道に長時間放置され、歩行者の安全な通行が妨げられています。「ちょっとくらい」という気持ちで自転車を路上に止めてしまうと、他の自転車が集まり、歩行者の安全な通行の妨げになってしまいます。

自転車・バイクは決められた場所へ正しく駐輪しましょう。

都市・交通計画課  
☎948-6421・FAX 934-1807

詳細はこちら  
松山市 駐輪場 検索

市内中心部の  
駐輪場マップ



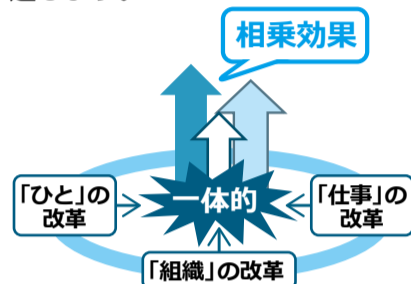
2次元コード

# 「市人材育成・行政経営改革方針」策定

## 「ひと」と「仕事」、そして「組織」の一体改革へ

本市の人材育成と行政改革をより一層推進するため、これまでの「市人材育成基本方針」「市行政改革プラン2012」を見直し、一本化した「市人材育成・行政経営改革方針」を策定しました。

ますます多様化、高度化する行政サービスや地方創生などに柔軟かつ迅速に対応するため、「ひと」「仕事」「組織」の改革を一体的に推進します。



※詳細は市ホームページを確認  
人事課 ☎948-6250・FAX 934-9205

## ご利用ください 合併処理浄化槽補助制度

### 設置費補助金

【内容】表のとおり  
【対象】市の指定する地域内に200人槽以下の補助対象浄化槽を設置する人  
【定員】674基（予定・申請順）  
※詳細はお問い合わせください

【対象】10人槽以下の合併処理浄化槽を設置している人で、維持管理を適正に行い、(公社)県浄化槽協会の水質検査（法定検査）を受検した人（設置の約1年半後が初回）

【申し込み】郵送で、申請書（検査受検時配布）に必要事項を記入し、〒790-8571 環境指導課へ  
※詳細は申請書と一緒にご覧ください  
環境指導課 ☎948-6440・FAX 934-1812

### 維持管理費補助金

【内容】補助金＝1基1万円（1年度ごと）

【合併処理浄化槽設置費補助金】

人槽	補助限度額（千円/基）				
	新築		転換		
	水質改善 超高度処理型	その他 高度処理型	環境特別	水質改善	その他
5	150	50	650	600	450
7			750	700	650
10			950	900	850
11～15	/	/	1,300	1,200	/
16～20			1,700	1,600	
21～25			2,100	2,000	
26～30			2,300	2,200	
31～40			2,700	2,600	
41～50			3,000	2,900	
51～200			3,700	3,600	

〈用語解説〉  
転換＝既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの設置替え 環境特別＝公共下水道事業計画区域外かつ都市計画法に規定する市街化区域外での既存単独処理浄化槽からの設置替え 水質改善＝安城寺町、鴨川三丁目、久万ノ台、高木町、問屋町、西長戸町、東長戸一～四丁目、船ヶ谷町の対象地域での設置 高度処理型＝より高度な排水処理（窒素またはリンの除去）が可能な合併処理浄化槽 超高度処理型＝高度処理型の中でも、BOD、窒素、浮遊物の濃度を10mg/L以下にする機能があるもの

## 水道メーターの取り換え作業にご協力を

### 有効期間は8年

水道メーターの有効期間は、計量法で8年と定められています。公営企業局では、有効期間が経過する前に、計画的に新しいものに取り換える作業を行っています。

### 取り換え手順

- ①毎年度、取り換えの対象となる家庭には、作業の前に「水道メーター取り換えのお知らせ」のチラシを配布
- ②取り換え対象の家庭に請負業者が直接伺い、作業
- ③作業終了後、取り換え前と取り換え後の指針などを記載した「水道メーター取り換えについて」を配布



ほっちゃん  
松山水道イメージキャラクター

### 取り換え作業にご協力を

取り換え作業者は「従事者証」を携帯しています

取り換え作業者は、公営企業管理者が発行する「従事者証」を携帯しています。不審な場合は「従事者証」の提示をお求めください。

取り換え費用は無料です

取り換え費用は無料で、水道メーター取り換えに伴う物品のあっせん・販売などは一切行っていません。

ご協力をお願いします

取り換え作業は一時的に水を止めて行います。また留守の場合も予定どおり実施します。

☎(企)水道管路管理センター ☎989-8479・FAX 965-1217

## 水道メーターの取り換えや検針の作業をスムーズに行うためにご協力をお願いします

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- 犬は放し飼いにしないで、メーターボックスから離れた所につないでください。
- 増改築などでメーターボックスが屋内や床下、車庫の中などにならないようにしてください。

